

循環型社会形成推進基本計画について

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

1 はじめに - 循環基本計画とは -

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する「循環型社会」を形成するため、平成12年5月に循環型社会形成推進基本法(以下「循環基本法」)が制定されました。

循環基本法第15条では、政府において、循環型社会の形成に関する基本的な計画として、循環型社会形成推進基本計画(以下「循環基本計画」)を定めることとされています。循環基本法の目的は、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進することであり、循環基本計画は、循環基本法で定められた基本的な考え方と各個別施策との橋渡し役として、循環型社会の形成に関する施策の総合的、計画的な推進のための中心的な仕組みとなるものです。

また、循環基本法第16条では、循環基本計画と国が策定する他の計画との関係について、循環基本計画は環境基本計画を基本として策定すること、その他の国の計画は、循環型社会の形成に関しては、循環基本計画を基本とすることとされており、関係施策との整合性の確保を図ることとしています。

2 循環基本計画の策定について

中央環境審議会循環型社会計画部会(部会長:中島尚正 放送大学教授)では、平成13年4月より循環基本法に基づき17回にわたる審議(関係省庁や団体ヒアリングを含む)と9地域(平成13年7~8月:札幌・大阪・北九州、平成14年10月:旭川・仙台・富山・京都・松山・佐世保)での事業者・NGO・自治体からのヒアリングを行い、さらに、2度に渡る国民意見の聴取(パブリックコメント)を行い、15年3月に最終的な答申がとりまとめられ、中央環境審議会から環境大臣へ示されました。

国は、この答申を踏まえ、法律の期限を半年以上前倒して、平成15年3月14日に循環基本計画を閣議決定・国会報告いたしました。

3 循環基本計画の内容について

計画の内容についてですが、大きく6章から成っています。【図1】

第1章は「現状と課題」で、我が国は20世紀を通じて物質的な豊かさを得た一方で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会を形成し、様々な環境問題が生じました。このような課題を解決するため、資源を効率的に利用していくとともに、不法投棄などの廃棄物問題を解決していくことにより、天然資源の消費を抑制し環境への負荷を低減する「循環型社会」の形成が重要であることを記述しています。

第2章は「循環型社会のイメージ」で、「循環型社会」を国民に分かり易く理解してもらうため具体的に、暮らしであれば、地域で採れたものを地域で循環して利用していくことや良いものを大事に長く使う「スロー」なライフスタイルが定着していくこと、ものづくりやサービスであれば、リサイクルしやすい設計の製品

や詰め替え型の製品、修理やリース・レンタルなど環境へ配慮したサービスが普及すること、さらに、循環型社会の基盤となる廃棄物処理・リサイクル関係の施設や情報・人材などの整備が進むことなどを挙げています。

第3章は「循環型社会の形成のための数値目標」で、循環型社会への進み具合を把握するため、平成22年度を目標年次として、国全体のマクロの取組を評価する物質フローに関する目標と、各主体の具体的なミクロの取組に関する目標を設定しています。

我が国の物質フローを見ると、約21億トンの年間総物質投入量のうち蓄積(ストック)が約11億トンであるのに対し、廃棄物等の発生が約6億トン、エネルギー消費が約4億トンであり、廃棄物・リサイクル問題、地球温暖化問題が我が国社会の構造的・根本的な問題であることが見て取れます。【図2】

循環型社会の形成に向けてはできる限り天然資源を効率的に利用し(入口)、循環資源の循環利用を促進し(循環)、環境負荷である廃棄物の最終処分量を最小にする(出口)が必要です。

このため本計画では物質フロー目標として、

入口は、より少ない資源(=天然資源及び製品投入量)でどれだけ大きな豊かさ(=GDP)を生み出しているかを表す「資源生産性」を指標としています。

計画ではこの資源生産性を平成22年度において約39万円/トンとすることを目標としています(平成2年度(約21万円/トン)から概ね倍増、平成12年度(約28万円/トン)から概ね4割向上)。

循環は、社会に投入される資源のうち、どれだけ循環(リユース・リサイクル)資源が投入されているかを表す「循環利用率」を指標としています。

計画ではこの循環利用率を平成22年度において、約14%とすることを目標としています(平成2年度(約8%)から概ね8割向上、平成12年度(約10%)から概ね4割向上)。

出口は、廃棄物としてどれだけ埋立てられているかを表す「最終処分量」を目標としています。

計画では最終処分量を平成22年度において、約28百万トンとすることを目標としています(平成2年度(約110百万トン)から概ね75%減、平成12年度(約56百万トン)から概ね半減)。

なお、これらの目標の設定にあたっては、技術進歩や需要構造の変化等についての過去のトレンドを踏まえつつ、循環型社会の形成に向けた3R(リデュース・リユース・リサイクル)対策を進めることにより達成可能な水準として定めています。【図3】

また、取組目標として、国民が具体的に取り組むために分かりやすいものとして、1人1日あたりのごみの排出量を20%削減していくことなどを掲げています。この20%削減の具体的方法としては、空き缶・空き瓶・古紙などを資源回収として出すこと、冷蔵庫内で賞味期限切れになってしまうような食品を出さないこと、買い物の際にエコバックを持参したり、詰替製品・再生品などの利用を心がけることなどにより達成が可能と考えられます。なお、これらの目標の設定にあたっては、現状の水準を踏まえ、中央環境審議会でのヒアリング・議論により設定しました。

第4章は「国の取組」で、国は国民、NPO/NGO、事業者、地方公共団体などの各主体とのパートナーシップにより循環型社会形成への取組を行うこととしています。具体的には、各種法制度の着実な施行、環境教育・普及啓発の実施、情報の提供などを行っていくことを挙げています。

第5章は「各主体の果たす役割」で、目標の達成に向けて、国民、NGO/NPO、事業者、地方公共団体がそれぞれの役割を果たすことも必要であることを記述しています。例えば、地方公共団体であれば、地域における循環基本計画を策定することなどにより各地で循環型社会の形成が積極的に推進されていくことを期待しています。

第6章は「計画の効果的実施」で、本計画の策定後は毎年、中央環境審議会において進捗状況を

点検し、その結果を循環型社会白書により公表していくこととしています。さらに、本計画については、目標の達成状況や社会情勢の変化などを勘案して、5年後に見直しを行うこととしています。

4 おわりに

循環基本法をはじめとする関係法制度の整備が進んだ平成12年を循環型社会元年として、その後も循環型社会の形成に向けた色々な取組が進められています。しかしながら、循環型社会の形成に向けた取組は、単に関係法制度の整備で終わるものではなく、これを出発点として国民、NGO・NPO、事業者、地方公共団体及び国などの各主体が、様々な施策を展開していくことが必要であります。

環境省としては、計画を踏まえ、関係法律の着実な施行と見直し、個別物品に関する廃棄物・リサイクル対策の一層の推進等を行うとともに、昨年9月のヨハネスブルク・サミットの実施計画において、各国は、持続可能な生産・消費形態への転換を加速するための10年間の計画を策定することとしており、国際的にも、計画にある「資源生産性」の目標などについて積極的にアピールしていく考えです。

さらに、今後の点検において、基本計画に基づく施策の進捗状況等を把握し、施策の効果や問題点の分析を適切に行い、その結果を新たな施策の展開につなげていきたいと思っております。

このような施策の推進の先にある持続可能な生産・消費パターンを実現していくことは、日本が責任をもって他国の模範となるべく推進すべき最重要課題です。

地域単位の活動が国を変革し、ひいては世界を変えていく原動力となるためには、国民、NGO・NPO、事業者、地方公共団体などの各主体の不断の取組が欠かせません。

今後とも国民各界・各層のご支援・ご協力を宜しくお願いいたします。